

平成31年2月

保護者の皆様

川西市教育委員会こども未来部  
幼児教育保育課

### 2019年4月28日～5月6日における休日保育の実施について

休日保育については、市内2か所の保育施設（かわにしひよし保育園、向陽台あすのこども園）で実施しているところですが、大型連休となる標記の期間については、各園の保育士の休日勤務に係る調整により、下記日程での実施となります。

利用を希望する方にはご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

日付	4/28	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6
実施園	*認定こども園かわにしひよし 川西市中央町 15-11 072-759-0124					向陽台あすのこども園 川西市向陽台 3-11-64 072-744-0425			

※かわにしひよし保育園は平成31年4月1日から、認定こども園かわにしひよしに変わります。

#### 【利用希望の方へ】

- ・休日保育の利用には、毎年度、市での登録が必要です。登録手続きは、市役所の幼児教育保育課（3階6番窓口）で受付しています。
- ・登録手続きは利用希望日の2か月前までをお願いいたします。ゴールデンウィークでの利用希望の場合、2月中の登録手続きをお願いいたします。
- ・申込みは、各施設にさせていただきますが、申込期限は各施設で下記のとおり設定しています。この期限までに利用登録と施設での面接を終えている必要がありますので、申し込みにつきましては、お早めをお願いいたします。

\*認定こども園かわにしひよし：利用希望日の前月第3水曜日12：00

\*向陽台あすのこども園：利用希望日の前月第3土曜日

その他、休日保育に関する注意事項は裏面をご覧ください。

川西市教育委員会こども未来部幼児教育保育課  
072-740-1175

## 【延長保育に関する注意事項】

### 1. 実施日時・料金

日曜・祝日・年末（12月29・30日）の午前8時～午後6時で、保育料は無料です。ただし、短時間認定者で休日保育の時間が8時間を超える場合は、利用施設が定める延長料金が必要です。

### 2. 休日保育を利用できる児童は、以下の全ての要件を満たす児童です。

- ・川西市に住所を有している児童
- ・認可保育所（園）、認定こども園（2・3号）、小規模保育事業所に入所している児童
- ・利用日において満1歳～就学前の児童。ただし、歩行が確立し、普通食が食べられること。
- ・上記1の日時において、保護者全員が就労などのため保育が必要である児童
- ・月～土曜日に、休日保育の代わりに保育を利用しない日がある児童

\*申込みが多くなりますと、受け入れが困難となり、利用をお断りする場合があります。

### 3. 手続きの流れは、下記のとおりです。

①幼児教育保育課（市役所3階6番窓口）で、「川西市休日保育利用登録申請書」を提出し、休日保育事業の利用登録をしてください。

\*一度登録するとその年度内は有効です。

\*登録の際に休日保育の必要性を確認させてもらうため保護者の勤務証明書等が必要になります。新規・継続入所手続き時に提出いただいた勤務証明書に「日曜祝日勤務の可能性有」と記載があれば、改めて勤務証明書を提出いただく必要はありません。

②審査のうえ、要件を満たしていれば、「川西市休日保育利用登録承認通知書」を送付します。

\*利用登録の申込みからおおよそ10日以内に通知書を送付します。

\*初めて利用されるときなどは、保育施設で面接を受けていただく必要があります。

③休日保育の利用希望施設に申し込みをしてください。ただし、申込期限までに利用登録と施設での面接を終える必要があります。申込期限は、各施設が設定しています。

\*休日保育の利用申し込みは、同じ日に2つの施設に重複して行うことはできません。

④利用できるかどうかは、申込施設からお知らせがあります。利用登録が増えて混み合っており、希望者が多い場合、利用できないことがあります。

⑤ご指定の日時にお子様を保育施設にお連れください。